

業 務 仕 様 書

1. 委託業務名称

令和8年度ふるさと体験学習、森林環境学習「やまのこ」事業に係るバス輸送業務

2. 委託場所

大津市立葛川少年自然の家（大津市葛川坊村町243番地）ほか

3. 業務概要

大津市内小・中学生を対象に実施する葛川地区におけるふるさと体験学習（以下「ふるさと体験学習」という。）及び小学生を対象に実施する森林環境学習「やまのこ」事業（以下「やまのこ事業」という。）に伴うバス輸送業務

4. 業務目的

児童生徒が自然体験活動や集団宿泊体験を行い、森林をはじめとする環境への理解を深め、仲間づくりと集団生活のあり方を学ぶために、児童生徒を輸送することを目的とする。

5. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6. 業務内容

大津市内小・中学生を対象に実施する葛川地区におけるふるさと体験学習、森林環境学習「やまのこ」事業に参加する児童・生徒、引率者を輸送する。

(1) 配車について

- ① 気象、その他の事情により計画書に定める事業の日程を休止または変更することがある。その際の違約金については契約書に従うものとする。
- ② 葛川地域の特性により、山道・雪道の輸送となるので安全面には十分に注意すること。
- ③ 契約会社とバス会社（他のバス会社）の間に何らかのトラブルがあっても、市は一切の責任を負わない。
- ④ 年間配車計画を事前に作成すること。
- ⑤ 各バス会社の担当者を市に報告すること。
- ⑥ 感染症対策を徹底し、空気循環システム搭載のバスを手配すること。
- ⑦ 感染症等による休校、学年閉鎖および学級閉鎖が発生し、入所が延期または中止の可能性があるので、受託者は当日のバス出庫時刻を学校へ事前に連絡すること。
- ⑧ 児童・生徒数の増減により計画書に定めるバス配車の台数を変更することがある。

(2) 輸送経路について

- ① 中学校の往復とは、各中学校から葛川少年自然の家へ輸送し、活動終了後、生徒を当自然の家から学校付近へ輸送を行うことをいう。ただし、自然の家に10時ごろ到着し、15時頃出発することが多いので、5時間程度待機することとなる。
- ② 小学校の往復とは、小学校から葛川少年自然の家へ輸送し、活動終了後、前泊している同じ小学校の別の児童、または別の小学校の児童を当自然の家から学校付近へ輸送を行うことをいう。ただし、自然の家に10時ごろ到着し、14時頃出発することが多いので、4時間程度待機することとなる。
- ③ 片道とは各学校から葛川少年自然の家へ輸送したあと、直接バス事業所へ戻る場合、または前泊している小中学校を当自然の家から学校付近へ輸送することをいう。
- ④ 途中経由とは、学校から伊香立途中町を経由して自然の家に輸送する場合。
- ⑤ 小中学校の乗降車場所は原則学区内とし、乗降車場所が2つ以上に分かれる場合がある。
- ⑥ 天災又は交通遮断その他不可抗力等による輸送経路の変更については学校と自然の家の協議の上、事前に契約会社に連絡をする。

(3) 輸送経費について

- ① 支払いは往復、片道のそれぞれの単価に運行した台数を乗じた金額を支払う。
また、琵琶湖大橋通行料についても支払う。
- ② 片道、往復以外に発生する経費（駐車場代）は学校の負担とする。
- ③ 中学校を対象とした「ふるさと体験学習」と小学校を対象とした「やまのこ事業」に分けて月末に大津市長宛に請求をすること。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項については、別途、委託者と受託者が協議して定める。